



労基署便り

令和 元年度 No.9

大河原労働基準監督署



令和元年労働災害発生状況（1月～11月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H30	R1	前年比	H30	R1	前年比
製造業 計	58	46 (1)	-12	427 (3)	376 (1)	-51
食料品製造業	20	11	-9	192	183	-9
機械金属製造業	23	22 (1)	-1	113 (3)	98 (1)	-15
建設業 計	18	24 (1)	6	288 (7)	294 (6)	6
土木工事業	11	11 (1)		108 (2)	92 (4)	-16
建築工事業	6	12	6	132 (3)	164 (2)	32
その他の建設	1	1		48 (2)	38	-10
運輸交通業 計	9	8	-1	324 (4)	329 (2)	5
陸上貨物運送業	9	8	-1	301 (4)	295 (2)	-6
商業	22	20	-2	393 (2)	344	-49
全産業	164 (1)	143 (2)	-21	2208 (21)	1967 (15)	-241

休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

新年にあたって～大河原労働基準監督署長メッセージ

令和二年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は働き方改革関連法の段階的な施行が始まり、元号同様に新たな時代が幕を開けました。一方、10月12日から13日にかけて当地を通過した台風19号は甚大な被害をもたらし、復興に向けた取組が続いています。12月20日に閣議決定された来年度予算案では、就職氷河期への集中支援に199億円が計上されたほか、高齢労働者の労働災害防止のため安全対策に取り組む中小企業への助成制度を創設し、働き方改革の一環として非正規社員の正社員化や給与改善に取り組んだ企業の支援にも予算措置をとる等様々な措置が盛り込まれました。地域によって事情は異なりますが、今後の働き手の将来像が見えるような気がします。

さて、働き方改革について4月以降の施行を簡単にまとめると、中小企業にも労働時間規制が適用となるとともに、4月以降に有効となる36協定届も新しい様式を使用いただくこととなります。さらに大企業においては同一労働同一賃金に関する規定の適用が始まります。労働基準監督署では労働基準法の施行に関することが専門となるため、「宮城働き方改革推進支援センター」において働き方改革の実行に向けて総合的な支援を行っています。また、労働時間や年次有給休暇については労働基準監督署の職員による訪問支援活動も実施しておりますので、取組の進み具合に応じて支援制度を活用くださるようお願いいたします。

安全衛生の分野では、現在、第13次労働災害防止5ヶ年計画の2年度目にあたり、皆様の御協力のもと、各種集団指導・パトロール・個別指導等により災害発生件数の減少に努めて参りました。その結果、休業災害においては全産業で21件の大幅減少を達成することができました。しかしながら、昨年は二名の尊い人命が失われました。例年どおりゼロ災トライアル80がスタートしているところですが、創意工夫ある災害防止活動で今年こそ災害の大幅減少と死亡災害ゼロを目指しましょう。

新年においても、大河原労働基準監督署は健康で安心して働ける職場のために各種施策に取り組んで参りますので、今後とも皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様が労使の和をもって健やかに発展されますことを心から祈念申し上げます。新年の挨拶といたします。



（大河原労働基準監督署長 小熊 隆造）

基礎から考える転倒災害防止対策

自分の身体機能を確認しましょう（職場の安全サイトから一例を紹介します）
座位ステッピングテスト [下肢の敏捷性]...どのくらい素早く足を動かせるか確認します。

椅子に浅く座り、両手で座面を握り身体を安定させます。

両足を2本のライン（30cm幅）の内側に置きます。

「始め」の合図で、つま先をラインの外側の床に触れ、内側の床に触れ...
 をできるだけ早く繰り返します。

練習（5秒程度）の実施後、足を内側の位置に戻し20秒間で何回内側の
 両足つま先をついたかを数えます。



評価値	1 (高リスク)	2	3	4	5 (低リスク)
	~ 24 回	25 ~ 28 回	29 ~ 43 回	44 ~ 47 回	48 回 ~

進めましょう！転倒予防体操（職場の安全サイトから一例を紹介します）

つま先かかと立ち

足関節の背屈・底屈（つま先を上げる前脛骨筋の強化）

つま先かかと立ち 4回×2セット



特定最低賃金（産業別最低賃金）の改正のお知らせ

特定最低賃金（産業別最低賃金）が令和元年12月15日に改正されました。制度、適用除外労働者の範囲、実際の運用等について不明な点がございましたら、監督署までお問い合わせください。

適用される業種	改正前 (R元.12.14まで)	改正後 (R元.12.15から)
鉄鋼業	898円	923円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信セミナーのご案内（無料）機械器具製造業	841円	862円
自動車小売業	865円	890円

ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催しています。

中小企業の皆様を対象に、働き方改革に伴う「お悩み相談」をお受けします。ハローワークを会場に無料相談ができますので、是非お申込みください。

お問い合わせ、申込受付はハローワークでは行っておりません。「宮城働き方改革推進支援センター」へお願いします。（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【ハローワーク大河原】

日時：1月10日（金）、1月24日（金）、2月14日（金）、2月28日（金）、3月13日（金）
 13:00～、14:00～

【ハローワーク白石】

日時：1月8日（水）、1月22日（水）、2月12日（水）、2月26日（水）、3月11日（水）、3月25日（水）13:30～、14:30～

詳しくは、「宮城働き方改革推進支援センター」ホームページをご確認ください。

「治療と仕事の両立支援」のシンポジウムのご案内（無料）

日時：令和2年1月14日（火）13:30～16:15

会場：仙台国際センター 会議棟 中会議室（仙台市青葉区青葉山無番地）

基調講演：治療と仕事の両立とは何か？～健康経営の中の働き方改革の視点から～

浅野 健一郎 氏 フジクラ健康社会研究所 代表取締役 CEO

取組事例紹介・パネルディスカッション

宮城産業保健総合支援センターからのご案内

「治療と仕事の両立支援ナビ」から申し込みいただけます。https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。登録はこちらから。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp へてに送信してください。）

